

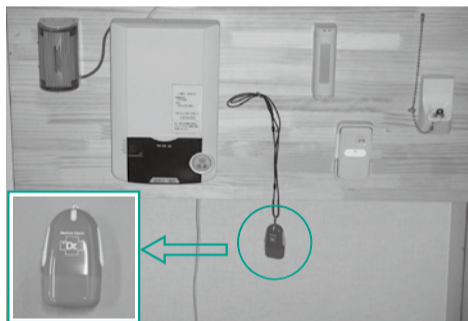


## 市の高齢者福祉サービス

「ひとり暮らしの生活が不安」「介護認定されなくても受けられる福祉サービスはないのかな」そんな悩みを持った人はいませんか。市では、介護保険制度以外にも市独自の高齢者福祉サービスを提供しています。今回は、その中から代表的なものを紹介します。

### ひとり暮らし高齢者向けのサービス

- ◆**配食サービス** 自力では調理ができない高齢者に栄養バランスの取れた食事を提供することで、食生活を改善し、健康維持を図ります。指定業者からお弁当を手渡しすることで安否確認も行います。1日1食、希望する曜日の夕方に配食。1食あたり300円を助成します。※65歳以上のみの高齢者世帯で、調理が難しい場合も対象
- ◆**緊急通報システム** 家庭内での急病や事故などの緊急時に、ボタンを押すだけで外部に通報ができます。設置や利用は無料ですが、ADSL回線の場合、変換機7,000円(税別)の購入費がかかります。※74歳以下の方は、介護保険の要介護・要支援認定を受けている人が対象です



設置機器一式。小型端末のボタンを押すと外部に通報されます

- ◆**日常生活用具の給付・貸与** 火の消し忘れなどの不安がある人に、生活用具を給付・貸与し

ます。前年所得税非課税の人が対象です。  
【給付】自動消火器・火災警報器・電磁調理器  
【貸与】老人福祉電話(市が契約する回線)

■**地域の民生委員に気軽にご相談ください**  
市では、ひとり暮らしの高齢者が安心して生活できるように、民生委員と連携を図り、見守り・訪問活動の体制を整えています。  
民生委員は厚生労働大臣から委嘱されて活動しており、生活に困っている人たちの相談や助言を行います。困ったときは、気軽に民生委員へご相談ください。

■**ひとり暮らしの登録を**  
ひとり暮らし高齢者向けのサービスを受けるには、登録が必要となります。市に申し出があった場合、地区の民生委員が自宅を訪問して生活状況などを確認し、長寿支援課に報告します。登録された情報は、長寿支援課、地域包括支援センター、民生委員で共有し、連携を図っています。

②**ひとり暮らし高齢者とは…**日中・夜間を問わず、ひとりで生活している65歳以上の人。同じ敷地内に親・兄弟・子どもなどの親族が住んでいる、隣や向かいなどに親族が住んでいる場合はひとり暮らしの登録はできません。

### 認知症高齢者のためのサービス

- ◆**SOSネットワーク** 徘徊により行方不明となった高齢者を、警察署などの協力団体によるネットワークや防災行政用無線を利用して、早期に発見・保護します。八千代警察署で捜索願の手続きが必要となります。
- ◆**徘徊高齢者等情報メール** ※3ページ参照
- ◆**はいかい高齢者家族支援サービス** 徘徊する心配のある高齢者にGPS電波を発信する小型端末を持たせることで、行方不明になった際にどこにいるかを確認できるサービスです。利用料は月額500円です。



位置情報端末

### 在宅生活を支援するサービス

- ◆**高齢者ホームヘルプサービス** 介護保険で認定されなかった、ひとり暮らしの高齢者などが、自立した生活を過ごせるようホームヘルパーを派遣します。派遣は原則として週2回で、利用料は1時間あたり310円です。
- ◆**生きがいデイサービス** 介護保険で認定されなかった、外出や交流の機会が少ない高齢者が、デイサービスセンターに通所して生活支援などを受けられるサービスです。利用は週1回まで、利用料は1回あたり560円です。
- ◆**ミニデイサービス** 地域の60歳以上の人が気軽に参加できる交流の場として、市内8か所で行っています。事前の申請は必要ありません。利用は無料ですが、お茶菓子代などの実費がかかります。※送迎はありません。自力で施設に通える人が対象です

### その他のサービス・制度

- ◆**介護用品購入費助成制度** 要認定 紙おむつや尿とりパッドなどの介護用品購入費用を、月5,000円を限度に支援する制度です。対象者は介護保険要介護認定4または5と認定された65歳以上の人などを在宅で介護している家族です。

- ◆**災害時要援護者登録制度** 災害時に自力で逃げるできない、手助けが必要な人の情報を関係機関と共有し支援体制を整える制度です。対象者は要介護認定3以上と認定された人、ひとり暮らしの人、高齢者世帯で暮らす人、認知能力の低下のある人です。※障害がある人も登録できます。詳しくは、障害者支援課へ



### （仮称）八千代市総合グラウンドの設置及び管理に関する条例への意見を募集

「八千代市パブリックコメント手続実施要項」に基づき、（仮称）八千代市総合グラウンドの設置及び管理に関する条例(骨子案)への意見を募集します。意見を提出できる人は、市内に住所を有する人、市内に事務所または事業所を有する人、市内の事務所または事業所に勤務している人、市内の学校に在学している人、当該事業に利害関係を有する人です。意見に対しての個別回答は行いません。

▼募集期間 9月17日(火)～10月16日(水)必着 ▼公表場所 文化・スポーツ課(教育委員会庁舎)、情報公開室、支所・連絡所、公民館、図書館、市ホームページ ▼意見の提出方法・送付先 募集期間中に公表する骨子案に記載 (文化・スポーツ課)

### （仮称）八千代市総合グラウンドの名称の市民投票

▼対象 市内在住、在勤、在学の人 ▼投票期間 9月17日(火)～10月16日(水) ▼投票場所 文化・スポーツ課(教育委員会庁舎)、情報公開室、支所・連絡所、公民館、図書館 ▼投票方法 投票場所にある投票用紙に記載の候補名から選んで投票 (文化・スポーツ課)

### 子ども・子育て支援新制度に向け取り組みを進めていきます

昨年、国会で関連法が成立したことを受け、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援制度」が27年度にスタートする予定です。新制度では、消費税引き上げによる増収分の一部などにより、子ども・子育ての支援を充実することになっています。これに向け、市では市民の皆さんの子育ての状況やニーズを把握し、それに基づき事業計画を策定していくなど、新制度に向けた準備を進めていきます。

■子ども・子育て支援新制度の主な内容 ①質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供します。そのため、幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及を進めます ②待機児童解消のため、保育の受け入れ人数を増やすとともに、子どもが減少傾向にある地域の保育を支援します ③子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを一層充実させます ※詳しくは内閣府HPにおしえて！子ども・子育て支援新制度をご覧ください(元氣子ども課)

### 市のホームページに広告を掲載しませんか

▼掲載期間 1か月を基本単位として、最長で26年3月31日(月)まで ▼規格 縦60ピクセル×横150ピクセル。容量20キロバイト以内。データ形式はGIF、JPEGまたはPNG。動画不可 ▼掲載料 1か月2万円 ▼申し込み 市ホームページ掲載の「ホームページ広告掲載要領」を確認し、市が委託する広告代理店に申し込みを。作成にかかる費用は自己負担です ▼申込先 (有)八千代折込広告(483)0627/ゆりのき台71513 (広報広聴課)